第二号ロ	三千九百円	四千六百円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	八千二百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	一万二千九百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	四千五百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	六千円

附則第三十条第二項から第六項までを次のように改める。

2　前項の規定の適用がある場合における第四百六十三条の十五第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	前項	前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）
第三項	同項各号	前項各号
	前二項	同項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項

3　次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　電気軽自動車

二　天然ガス軽自動車のうち、第四百四十六条第一項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

第二号ロ	三千九百円	千円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	千八百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	二千七百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	千円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	千三百円

4　次に掲げる第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次号及び次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第三号イ(3)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率（次項第一号において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

二　貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号ロ(3)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率（次項第二号において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第二号ロ	三千九百円	二千円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	三千五百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	五千四百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	千九百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	二千五百円

5　次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二　貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第二号ロ	三千九百円	三千円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	五千二百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	八千百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	二千九百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	三千八百円